

キャンプ・シュワープの廃弾処理に係る爆発音及びつり下げ訓練並びに米軍装甲車の集落内走行に関する意見書

令和3年4月29日、キャンプ・シュワープの廃弾処理に係る爆発音が相次いで確認された。隣接する久辺三区に市が設置した騒音測定器では、同日午後3時22分に辺野古区において、平成22年10月に測定器を設置して以降最大値となる113.2デシベルを計測した。豊原区においても同日最大106.4デシベル、5月7日午後には102.4デシベルを計測した。日常的に騒音被害等に悩まされている地域住民にさらなる不安を与えていることに強い憤りを覚える。

令和3年5月18日午前10時頃、当市辺野古の集落に1台の米軍装甲車が集落内を走行する事態が発生した。米軍装甲車は大型車両の割に窓が小さいため視界が悪く、生活道路での通行は事故へつながる大変危険な行為である。県内においては、過去に米軍車両の教育施設等への無断侵入が発生している事例があり、米軍人の教育と綱紀粛正が再三求められている中で今回の走行は、地域住民に不安を与え、いまだ詳細な経緯等十分な説明が得られていないことは到底容認できるものではない。

また、米軍ヘリつり下げ訓練について、令和3年5月21日午後、米軍ヘリ1機が当市辺野古の国立沖縄工業高等専門学校周辺の上空で米兵8人をロープでつり下げて訓練を行う様子が確認された。県内においては、過去につり下げ訓練中に物体を落下させた事故が発生していることもあり、人命に関わる重大事故につながりかねず、地域住民は大きな不安を抱いている。

よって、名護市議会は市民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について、速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 キャンプ・シュワープの騒音軽減策を速やかにかつ確実に実施すること。
- 2 米軍車両による辺野古集落内走行について、実効性のある再発防止策を公表し、遵守すること。
- 3 米軍人の再教育と綱紀粛正を徹底すること。
- 4 住宅地域及び国立沖縄工業高等専門学校周辺でのつり下げ訓練を中止させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月30日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
衆議院議長、参議院議長、外務省特命全権大使(沖縄担当)、沖縄防衛局長